

## 総合機器センター利用内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、総合機器センター規程第10条に基づき、機器の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (講習及び利用登録)

第2条 機器を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ総合機器センター（以下「センター」という。）が実施する機器利用講習を受け、かつ利用登録を行わなければならない。ただし、センター規程第11条に定める学外者については、この限りではない。

### (機器利用申込)

第3条 利用者は、機器利用申込書をセンターに提出し、センター所長（以下「所長」という。）の許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しないものとする。

- (1) 機器利用申込書の記載に不備があるとき
- (2) 試料が機器に害を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (3) 利用が異常に長時間に及ぶと認められるとき
- (4) その他所長が不相当と認めたとき

### (利用登録の取消)

第4条 所長は、利用者がこの内規に違反したとき又は機器の使用に重大な支障を来したときは、利用登録を取り消すことがある。

### (遵守事項)

第5条 利用者は、機器利用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該機器管理責任者及びセンター教職員の指示に従うこと
- (2) き損、汚染その他機器の機能損傷防止及び危害防止に留意すること
- (3) 利用後速やかにセンター備付の帳簿に、当該機器の利用状況等を記載すること
- (4) 学園の勤務時間外の利用については、あらかじめセンター教職員の承認を得ること

(緊急時の措置)

第6条 利用者は、機器の破損、故障又は汚染等異常を認めた時は、直ちにセンター事務室に連絡しなければならない。

2 利用者は、災害等の緊急の事態を発見した時は、その拡大及び危険防止措置を講じるとともに直ちにセンター事務室に連絡しなければならない。

(損害賠償)

第7条 利用者は、その責に帰すべき事由により、機器又は機器室を滅失、き損、若しくは汚染したときは、当該損害に相当する額を賠償しなければならない。

附 則

この内規は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。